



innoventier弁護士法人 企業法務相談室

第29回 弁護士(日本・ニューヨーク州) まちの町野 静

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人innoventierに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M.)取得、2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

今回のご相談

最近、意匠法が改正され、意匠として保護される対象が広がったと聞きましたが、具体的にどのようなものが新たに意匠法で保護されることになったのでしょうか。

定されるようになりました。こうした場合においても一定の画像デザインについては法的な保護を与えるべきという要請があつたことから、今回の改正により、機器の画像のうち、機器の操作の用に供される画像、または、機器がその機能を発揮した結果として表示される画像については、物品への表示や記録の有無に関わらず意匠法における「意匠」の定義に含まれることとされました（改正二条一项）。特許庁の説明資料によれば、クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像や、道路に投影された画像が例として挙げられています。

なお、壁紙等の装飾的な画像や動画・ゲーム等のコンテンツ画像等は、画像が関連する機器等の機能に関するものではなく、機器等の付加価値を直接定めるものではないことから、意匠の定義には含まれません。意匠権は一度登録がされると、その存続期間中は第三者が自由に使用することができなくなることから、意匠に該当する訳ではなく、「機器の操作が意匠に該当する」という要件が發揮した結果として表示される」という要件が付されている点には注意が必要です。

空間デザインの保護

改正法では、一定の場合に、空間デザインにつき意匠権を取得することも可能となりました。従来、意匠法における「物品」は、有体物である動産を意味するとされており、

令和元年（二〇一九年）五月一〇日、特許法等の一部を改正する法律が成立し、同月一七日、公布されました。この法改正においては、特許法の改正とともに、意匠法についても実務に大きな影響を与える改正が行われています。

意匠法は、物品の形態や、模様、色彩またはこれららの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものを「意匠」と定義し、工業上利用することができる意匠を登録することを、当該意匠に独占権を付与する法律です。例えば、ダイソン社の羽のない扇風機の形状は、日本を含む多くの国で意匠登録をされています。意匠権の登録を受けると、権利者は、第三者が使用する行為等に対し、差止や損害賠償の請求を行うことができます。

今回の意匠法改正の内容は大きく分けて、①保護対象の拡充、②関連意匠制度の拡充、③その他改正に分けられ、①はより具体的には、画像デザインと空間デザインが保護の対象となるという内容になっています。本稿では、この①について改正内容を説明します。

土地に定着した建築物等の不動産については、物品とは認められず、意匠法による保護の対象外とされていました。また、家具や什器の組み合わせや配置、建築物の一部の装飾等により構成される内装についても意匠権による保護はされていませんでした。しかしながら、近年、独創的な店舗デザインや建築物のデザイン、オフィスのデザインが生み出されても、それを法的に保護するための手段が十分ではないという問題が指摘されていました。

この点、喫茶店の店舗外観（店舗の外装、店内構造及び内装）を模倣する行為が不正競争防止法に違反するかが問題となつたケースとして、コメダ珈琲事件¹があります。この事件では、裁判所は、結論として、不正競争防止法違反を認めましたが、これは、店舗の内装を含む店舗外観につき周知性が認められることを前提としており、一般的に、独創的なデザインの建物や外装、内装やインテリアデザインを考案したとしても、それが多くの人に知られたものでなければ、従来の制度では法的に保護することは難しく、こうしが高まっていました。

そこで、今回の法改正により、意匠の定義に建築物（建築物の部分を含む）が加えられ（改正二条一项）、また、内装の意匠として、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登

法改正の概要

意匠法の改正について

なお、今回紹介する改正法についての施行日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日となります。

画像デザインの保護

前述の意匠の定義から分かるとおり、意匠法において保護される意匠とは、原則として物品の形状等であり、物品の形状以外のデザイン等については、従来の法律では保護対象とはされていませんでした。もっとも、IT化が進み、時計、パソコンといった機器の画像デザインの保護のニーズが高まったことがあります。意匠権の登録を受けると、権利者は、登録意匠と同一またはこれに類似する意匠を第三者が使用する行為等に対し、差止や損害賠償の請求を行うことができます。

今回の意匠法改正の内容は大きく分けて、①保護対象の拡充、②関連意匠制度の拡充、③その他改正に分けられ、①はより具体的には、画像デザインと空間デザインが保護の対象となるという内容になっています。本稿では、この①について改正内容を説明します。

この点、喫茶店の店舗外観（店舗の外装、店内構造及び内装）を模倣する行為が不正競争防止法に違反するかが問題となつたケースとして、コメダ珈琲事件¹があります。この事件では、裁判所は、結論として、不正競争防止法違反を認めましたが、これは、店舗の内装を含む店舗外観につき周知性が認められることを前提としており、一般的に、独創的なデザインの建物や外装、内装やインテリアデザインを考案したとしても、それが多くの人に知られたものでなければ、従来の制度では法的に保護することは難しく、こうしが高まっていました。

そこで、今回の法改正により、意匠の定義に建築物（建築物の部分を含む）が加えられ（改正二条一项）、また、内装の意匠として、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登

1 東京地裁平成二八年一二月一九日決定（平成二七年（ヨ）第三二〇四二号仮処分命令申立事件）R

そこで、今回の法改正により、意匠の定義に建築物（建築物の部分を含む）が加えられ（改正二条一项）、また、内装の意匠として、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登